横須賀市要介護認定業務委託 提案書作成要領

横須賀市要介護認定業務委託における提案書については、次の1から4までの項目を必ず含むものとし、この順番で構成すること。価格提案書については、5の項目のとおり作成すること。

1. 表紙

「事業者名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名(所属、職、氏名)」、「連絡先(電話番号、電子メールアドレス)」を記載すること。

2. 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

3. 提案書

(1) 本業務の実施方針

横須賀市要介護認定業務に当たっての基本的な考え方、業務実施に当たっての体制図(災害等の危機対応を含む。)及び想定される課題とその対応策について記載すること。

(2) 実施スケジュール

業務開始の令和8年4月1日までの準備期間のスケジュール(計画)と運用開始後の 実施計画、業務改善案等についてのスケジュール(計画)を記載すること。

- (3)類似業務の実績
 - ・横須賀市要介護認定業務について、これまでの類似業務の実績を記載すること。
- (4) 横須賀市要介護認定業務委託【準備期間】
 - ア 業務プロセス調査について
 - 調査方法の提案
 - 調査項目の提案
 - イ マニュアル作成について
 - ・マニュアル (業務フロー) 作成についての提案
 - ・役割分担(市と事業者の役割)についての提案
 - ウ 事務の引継ぎについて
 - 引継ぎ方法についての提案
 - エ 体制について
 - 体制等の提案
- (5) 横須賀市要介護認定業務委託【運用期間】
 - ア 要介護認定業務について
 - ・運営計画、改善案検討、エスカレーションなどその他対応等の提案
 - ・サービス水準の維持、向上に係る方針及び具体的な提案
 - ・ペーパーレスやオンライン化、DX推進等の提案
 - ・業務を行うにあたって、業務経験・独自のノウハウに基づいた業務の実施方法 の提案
 - ・関連する制度や使用するシステムに変更があった場合の対応についての提案
 - イ その他業務について
 - ・業務において発生した書類の管理方法についての提案
 - ・法改正等、業務に関連する情報収集等の提案
 - ウ 体制について
 - 体制等の提案
 - ・ノウハウの蓄積等安定した運用についての提案
 - ・有資格者の確保についての提案

- ・人員確保(定着)についての提案
- (6)システム対応
 - ・基幹系業務システムの標準化の対応についての提案
 - ・介護保険システムの対応や操作等についての提案
- (7) 引継ぎ
 - ・次期受託者への引継方法の提案を記載すること。
- (8) 事業効果を高めるための独自提案
 - ・独自の提案があれば記載すること。

4. 地域経済の活性化への寄与

- (1) 本委託業務の全体を通して、従事者の市内雇用や市内業者からの物品調達等、地域経済 の活性化に寄与する取り組みについて示すこと。
- (2) 本委託業務の全体を通して、行政機関等と連携した地域貢献や社会貢献の取り組みや 考え方について示すこと。

5. 価格提案書について

価格提案として、以下の2業務分について、金額(消費税及び地方消費税を含む。)及び 積算内訳(項目ごとの金額)を記載した見積書を提出すること。

なお、提案の金額は、上限額の範囲内とすること。

- (1)横須賀市要介護認定業務委託【準備期間】(令和7年12月1日から令和8年3月31日まで)
- (2)横須賀市要介護認定業務委託【運用期間】(令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

6. 提案書作成にかかる留意事項

- (1)提案書
 - ・提案書に記載する内容は、提案事業者が自ら実行できる内容を記載すること。
 - ・提案書に事業者の名称、その他事業者名が特定される内容、ロゴ等は記載しないこと。
 - 見やすく簡潔に記載すること。
 - ・ページ数は、30ページ以内とする。(表紙と目次は含めない)
 - ・データの容量は、50MB以内とする。
 - ・提案書とは別に提案の概要がわかる「提案書サマリー」を作成すること。
- (2) 価格提案書
 - ・2業務で別々に作成すること。
 - ・各見積書に業務名がわかるように記載すること。
 - ・要介護認定業務委託【運用期間】については、各年度の内訳を記載すること。

7. その他留意事項

- (1) 応募は1者1提案とする。
- (2)提出後に提案内容の変更は認めない。
- (3) 審査は提出された提案書に基づくプレゼンテーションにより行うが、提案書等の 提出後、内容について説明を求めることがある。
- (4) 提案の応募に係る全ての経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出した提案を取り下げる場合には、速やかに参加辞退届(様式4)を提出すること。 なお、参加辞退後、再度の提案書等を提出することは認めない。